

医療費のお知らせについて ～ 組合員及び被扶養者の皆様へ ～

1 医療費通知事業について

厚生労働省の通知において、医療費通知事業については、「被保険者と被扶養者に対し、自らがかった医療費の実情を理解してもらうとともに、健康に対する認識を深め、これにより組合の健全な運営にも資するようにするため、積極的に取り組むこと。」とされており、当共済組合でも、平成28年度から、同じ内容で全ての支部において実施しております。

組合員及び被扶養者の皆様におかれましては、「医療費のお知らせ」の内容を確認いただき、**受診した覚えがない保険医療機関等が記載されている場合や、記載内容の金額や受診日数が異なる場合等は、「医療費のお知らせ」の表面の右上に記載されている問合せ先の支部に、その旨ご連絡くださいますようお願いいたします。**

2 医療費通知が確定申告に使用できるようになりました

平成29年分の確定申告から、医療費通知が、医療費の明細書として確定申告（医療費控除）の申告手続で使用できるようになりました。

医療費通知は、医療機関から届いた診療報酬明細書（レセプト）データから作成しているため、確定申告の対象となる医療費で、公費負担医療、自治体単独の福祉医療制度等による助成、減額査定、月遅れ請求、平成29年11月・12月診療分（医療費通知には平成29年12月までに当共済組合が受け付けたレセプトデータを記載しています）、附加給付、互助会の給付等、レセプトデータに記載されていないものなどについては、医療費通知に反映できないものがあります。

このため、医療費通知に記載されている医療費の額と実際に支払った自己負担額が一致していない場合等は、実際に負担した額に訂正して申告していただく必要がありますので、訂正申告の手続きについては、税務署にお問合せください。

<訂正して申告いただくことが必要な例>

- ・ 公費負担医療、自治体単独の医療費助成、附加給付を受けた場合
 - ・ (家族)療養費、(家族)出産育児一時金、高額療養費、柔道整復療養費、はり・きゅう・マッサージ等の療養費、治療用装具の療養費等の支給を受けた場合
 - ・ 医療費通知に記載されている医療費に未払いがあった場合
 - ・ 医療機関による請求遅れ（月遅れ請求）により医療費通知へ反映できなかった場合
 - ・ 審査による点数変更（減額査定等）により自己負担額の調整が間に合わなかった場合
- 上記などにより、**医療費通知に記載されている医療費の額が、実際に支払った自己負担額と一致していない場合には、申告者自身に、実際に負担した額に訂正して申告いただくこととなります。**

また、**医療費通知に記載されていない医療費分について、医療費控除の申告をする場合は、領収書に基づき作成した明細書を申告書に添付していただきます。**

(※厚生労働省保険局保険課 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化Q&Aより抜粋)

3 「医療費のお知らせ」について

(1) 記載内容の見方について

組合員証等の記号番号	診療等を受けた方の カナ・氏名
地・本部	キョウサイ タロウ
12345678911	共済 太郎 様

②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
診療年月	診療区分	受診日数	保険医療機関等の名称	医療費の 総額 (円)	共済組合 の支払額 (円)	市区町村 等の支払 額 (円)	自己負担 額 (円)
29年8月	外来	1	きょうさい総合病院	3,860	2,702	：	1,158

- ① 診療等を受けられた方（組合員又は被扶養者）のカナ・氏名です。
- ② 保険医療機関等で診療等を受けた年月です。
- ③ 入院・外来・歯入（歯科入院）・歯外（歯科外来）・調剤・接骨（柔道整復師の施術）の区分です。
- ④ 上記②で、⑤の保険医療機関等の名称欄に記載の保険医療機関等に受診した日数です。
- ⑤ 診療等を受けた保険医療機関等の名称が表示されています（診療科の表示はなし。）。
- ⑥ 医療費の総額は、⑦～⑨の合計額です。
- ⑦ 地方職員共済組合が保険医療機関等に支払った額です。
- ⑧ 条例・法律に基づき、市区町村・国等から助成を受けられた場合の額です（当共済組合で把握できるもののみ表示されています。）。
- ⑨ 保険医療機関等の窓口等で支払った自己負担額です。
 - ・ 表示額は、1円単位で表示されていますが、実際に保険医療機関等の窓口等で支払う額は、10円未満を四捨五入した額となります。
 - ・ 入院等の際に、保険医療機関等の窓口等で「限度額適用認定証」を提示し、窓口負担が軽減された場合は、窓口で支払われた額が表示されます。

(2) 注意事項

- ① 診療年月から自己負担額の欄まで、1行も記載がない方は、医療費のお知らせに記載されている期間において、次のようなことが原因として記載がない場合があります。
 - ・ 保険医療機関等に一度も受診していない方である場合
 - ・ 保険医療機関等に受診しているが、保険医療機関等から共済組合に医療費の請求が遅れている場合（診療報酬明細書等の内容を審査中の場合等）
 - ・ 特定の診療科を有する保険医療機関等で受診した場合
- ② 柔道整復施術療養費（接骨）の場合は診療年月が複数月にわたるときに、特定の月にまとめて日数や医療費が記載される場合があります。
- ③ 医療保険で受診等した診療分等を記載しており、医療保険適用外の費用（入院時の個室料や歯科の差額材料費など）は含まないため、領収書の金額と異なる場合があります。
- ④ 市区町村等の助成を受けられた場合等は、支払った金額等と表示金額が異なる場合（福祉医療制度による助成など）があります。
- ⑤ 組合員、被扶養者の資格喪失後に組合員証等を使用して受診した場合で、既に共済組合に療養費等の返納を行っている場合でも、返納前の内容で表示される場合があります。

「医療費のお知らせ」を確定申告（医療費控除）に使用する際の留意点

平成29年分の確定申告から、「医療費のお知らせ」が、医療費の明細書として、確定申告（医療費控除）の申告手続きで使用できるようになりました。

「医療費のお知らせ」は当組合が受け付けた診療報酬明細書等をもとに作成していますが、以下の点にご留意ください。

- 市区町村等による公費助成や附加給付など、診療報酬明細書に記載されていないものについては、「医療費のお知らせ」に反映できないものがあります。

「医療費のお知らせ」に記載されている額と実際に支払った自己負担額が一致していない場合、確定申告の手続きをする際には、医療費の領収書を使用して実際に負担した額に訂正して申告いただく必要があります。

- 「医療費のお知らせ」は、平成29年12月までに当組合で受け付けた診療報酬明細書等（10月診療分まで）をもとに作成するため、平成29年11月・12月診療分の医療費については記載されません。

平成29年11月・12月診療分について、確定申告の手続きをする際には、必ず医療費の領収書を使用して申告いただく必要があります。

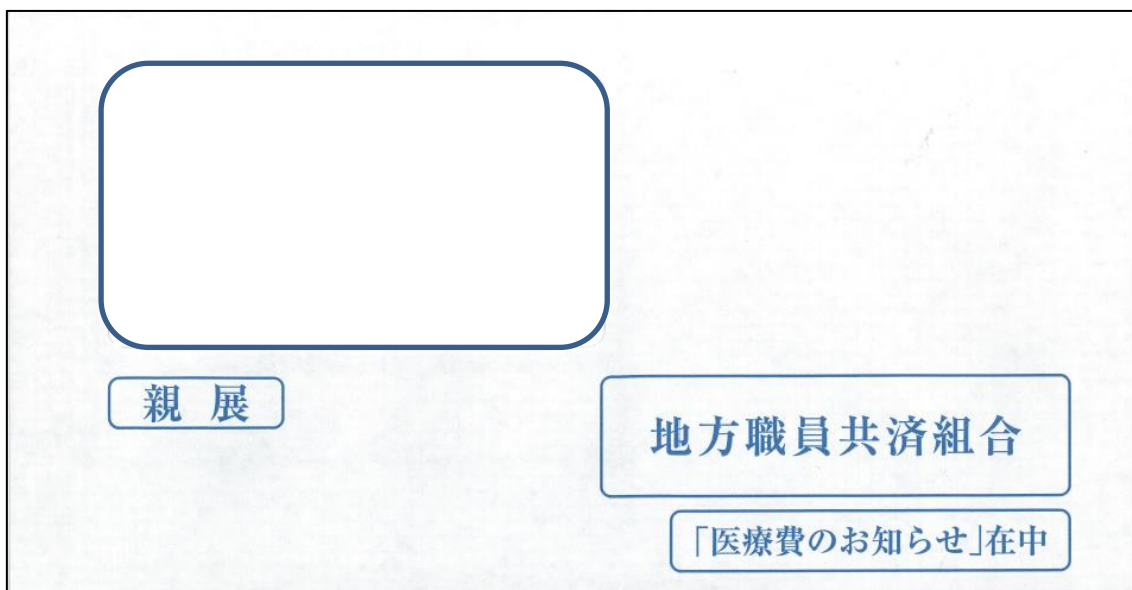
このため、医療費の領収書については、保存しておいていただくようお願いします。

確定申告（医療費控除）の申告手続きに関することは、国税庁のホームページ等でご確認いただくか、税務署へお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」封筒

※ 組合員及び被扶養者の方につきまして、一人ずつ別添の医療費のお知らせを作成し、一人ずつ下記の封筒（裏地紋により外側から見た際に中身が判読できないようにしています）に封入封函（糊付けしています）を行います。

なお、組合員の方に組合員及び被扶養者の方の分の封筒を所属所経由（任意継続組合員の方には直接郵送）で配付する予定です。



短期給付制度における各種届出等について

1 被扶養者の要件を欠くに至った場合の届出

組合員被扶養者証の交付を受けている被扶養者について、被扶養者の要件を欠くに至った場合は、地方公務員等共済組合法施行規程（以下「規程」という。）第94条第1項及び第98条第1項の規定に基づき、**組合員が**被扶養者取消申告書、組合員被扶養者証及び取消年月日が確認できる書類を**遅滞なく**地方職員共済組合各支部（以下「各支部」という。）に提出してください。なお、**組合員被扶養者証を返納しないまま保険医療機関等の受診の際に使用し続けた場合は、かかった医療費をお返しいただくことになってしまいます。**

（被扶養者の要件を欠くに至った場合の参考例）

① 就職（または雇用形態の変更）・② 所得(※)の年額が130万円を超える場合・③ 公的年金支給額を含めた所得の年額が180万円を超える場合・④ 被扶養者である者が雇用保険を受給し給付日額が3,612円以上の場合・⑤ 健康保険等に加入することとなった場合 等

(※)所得税法上の所得ではなく、年間における恒常的な収入の総額をいいます。

2 組合員証等の記載事項に変更等があったときの届出

- (1) 氏名又は**住所に変更**があったときは、規程第93条の2の規定に基づき、**組合員が、遅滞なく**変更に関する申告書を各支部に**提出**してください。
- (2) 組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の記載事項に変更があったときは、規程第95条第1項の規定に基づき、**組合員が、**組合員証等に変更に関する申告書を添えて**遅滞なく**各支部に**提出**してください。
- (3) 組合員証等の表面の記載が消えるなど著しく損傷したときは、規程第96条第1項の規定に基づき、**組合員が、**組合員証等再交付申請書に損傷した組合員証等を添えて、**遅滞なく**各支部に**提出**してください。

3 組合員証等を紛失した場合の届出

- (1) 組合員証等を紛失したときは、規程第96条第1項の規定に基づき、**組合員が、**組合員証等再交付申請書を**遅滞なく**各支部に**提出**してください。
- (2) 組合員証等の再交付後に紛失した組合員証等を発見したときは、規程第96条第3項の規定に基づき、**組合員が、**発見した再交付前の組合員証等を、**遅滞なく**各支部に**返納**してください。

※ 上記1～3について、規程第187条の規定により、電子システムにて申請を受けている支部については、申請を電子システムにより行ってください。

4 検認の実施に際しての書類の提出

- (1) 各支部が定めるところにより、毎年1回、被扶養者の資格の有無を確認するための

組合員被扶養者証の検認を実施しています。

- (2) 検認の際は、規程第97条第2項により、**組合員が**、各支部が求める被扶養者の要件を備えていることが確認できる必要書類を**遅滞なく提出**してください。
- (3) また、規程第97条第4項により、**検認を受けない組合員被扶養者証は無効**となりますのでご注意ください。

5 交通事故などでケガをした場合に組合員証等を使用することについての届出

- (1) 組合員又は被扶養者の方が、交通事故などの第三者による加害行為で負傷し、保険医療機関等に受診する場合は、組合員証等を使用することができますが、その場合は、規程第103条の規定に基づき、**組合員が損害賠償申告書等の必要書類**を各支部に提出する必要があります。
- (2) 提出が遅れた等の事情があったため、支部が加害者に医療費を請求できなくなった場合などは、組合員の方に医療費を返還請求する場合がありますので、保険医療機関等に受診する前に速やかに損害賠償申告書等を支部に提出してください。

6 交通事故等に該当するかの確認事務について

上記5のとおり、損害賠償申告書等の自主的な提出が必要ですが、医療機関に受診後、2か月経過しても提出がされない方やレセプトから交通事故に該当すると思われる治療を受けた方等につきましては、支部又は当共済組合の外部委託先の株式会社オークスから、交通事故等に該当するかの確認調査・損害賠償申告書等の提出依頼が行われる場合がありますので、確認調査・損害賠償申告書等の提出へのご協力をお願いします。

7 ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品の数量割合について、平成32年9月に80%以上とする、政府の目標が定められておりますので、組合員等の皆様におかれましては、ジェネリック医薬品を希望される場合は、同封のジェネリック希望シールを活用するなど、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

＜組合員及び被扶養者のジェネリック医薬品数量割合（金額ベース）＞

支部名	平成29年 3月診療分	平成29年 4月診療分	平成29年 5月診療分	平成29年 6月診療分	平成29年 7月診療分	平成29年 8月診療分
北海道	71.2%	71.6%	71.6%	71.7%	71.8%	72.7%
青森県	68.8%	69.7%	69.1%	68.9%	68.8%	69.1%
岩手県	76.6%	76.6%	76.8%	78.0%	76.3%	78.3%
宮城県	70.2%	72.3%	71.8%	71.7%	71.3%	73.0%
秋田県	69.3%	68.2%	69.9%	68.6%	69.8%	70.1%
山形県	72.5%	73.2%	70.7%	73.6%	71.3%	73.0%
福島県	71.3%	71.7%	73.4%	72.1%	73.7%	73.2%
茨城県	67.8%	67.6%	67.4%	67.7%	67.9%	69.8%
栃木県	67.1%	68.6%	68.0%	66.9%	69.0%	68.4%
群馬県	67.2%	69.8%	65.9%	70.0%	68.5%	71.4%
埼玉県	67.3%	68.0%	69.3%	67.6%	69.3%	69.9%
千葉県	68.0%	68.1%	67.4%	68.7%	69.4%	67.1%
神奈川県	65.5%	65.0%	66.7%	63.4%	65.7%	64.8%
新潟県	70.3%	69.9%	70.7%	70.7%	72.3%	70.9%
富山県	71.2%	73.4%	71.6%	71.5%	71.9%	74.6%
石川県	68.6%	70.7%	69.2%	70.8%	70.3%	69.9%
福井県	72.7%	69.9%	69.4%	70.5%	69.6%	70.3%
山梨県	59.6%	59.7%	59.6%	61.9%	60.3%	63.6%
長野県	71.9%	74.5%	73.5%	73.1%	72.9%	74.3%
岐阜県	67.0%	67.4%	67.3%	68.5%	66.7%	67.3%
静岡県	71.1%	70.3%	70.0%	70.0%	70.7%	70.4%
愛知県	67.3%	67.8%	67.1%	67.8%	68.3%	69.3%
三重県	64.0%	65.0%	63.8%	63.0%	64.1%	63.6%
滋賀県	68.6%	70.0%	66.2%	68.8%	68.4%	68.7%
京都府	67.2%	66.1%	68.9%	65.7%	68.5%	67.7%
大阪府	63.3%	62.6%	63.9%	64.5%	64.4%	64.1%
兵庫県	68.4%	68.6%	68.7%	68.8%	68.1%	69.2%
奈良県	69.1%	68.6%	68.9%	68.3%	67.5%	67.7%
和歌山県	67.4%	66.2%	66.2%	64.2%	67.1%	66.0%
鳥取県	69.1%	70.8%	71.8%	71.5%	71.2%	69.4%
島根県	68.4%	69.4%	69.3%	68.0%	68.3%	68.9%
岡山県	71.4%	70.4%	69.5%	70.9%	69.7%	70.8%
広島県	66.6%	66.2%	66.3%	66.4%	66.9%	66.7%
山口県	73.2%	69.9%	70.9%	71.0%	69.1%	71.0%
徳島県	55.6%	56.2%	55.2%	56.6%	56.8%	57.8%
香川県	68.7%	70.7%	70.3%	68.2%	70.1%	70.1%
愛媛県	69.7%	66.5%	68.5%	69.0%	70.2%	67.5%
高知県	64.3%	61.9%	64.9%	62.2%	65.3%	64.3%
福岡県	70.4%	71.5%	72.2%	72.0%	69.9%	72.6%
佐賀県	69.9%	70.8%	70.3%	69.8%	69.3%	71.8%
長崎県	69.2%	68.9%	70.0%	70.8%	70.6%	71.4%
熊本県	76.0%	74.0%	74.8%	74.6%	74.6%	74.8%
大分県	68.4%	66.8%	67.5%	66.9%	68.5%	67.9%
宮崎県	74.1%	74.5%	74.5%	72.9%	72.9%	72.0%
鹿児島県	77.0%	76.8%	75.7%	77.6%	78.3%	76.7%
沖縄県	80.8%	81.7%	80.9%	80.6%	81.3%	81.1%
本部	61.7%	75.7%	69.1%	61.6%	74.2%	70.2%
合計	69.4%	69.5%	69.6%	69.6%	69.9%	70.2%

保健事業の利用等について

1 個別性の高い情報提供について

(1) 健康状況提供サイト

皆様の健康診断や人間ドックなどの結果の値から、健康を維持していく上で必要な取組等の「個人別」の情報提供を受けることができる健康状況サイト(QUIPIO(クピオ))の運用を始めております。

次のサイトにアクセス・ログインすることにより、生活習慣を見直すための健康情報等の提供を受けることができますので、サイトへのアクセスをお願いします。

健康情報提供サービス

2017年4月よりサービス利用開始!

QUiPiO クピオ

ではじめよう! 健康生活!!

<http://www.chikyosai.or.jp/division/welfare/datahealthplan/qupio/> クピオ 地共済 検索

QUiPiO(クピオ)ってなに?

共済組合の委託事業者(ヘルスケア・コミッティー株式会社)が運営する、健康づくりを応援するためのインターネットサービスです。「健康診断の結果」をもとに「個人別」のマイページ画面を通じ、生活習慣病予防のための多彩な健康情報を提供しています。インターネットに接続可能な、パソコンやスマートフォンからご利用いただけます。

あなたの健康度をチェック

クピオが持つ200万人超の健診データを使って、あなたの「健康年齢」を算出します。あなたは、実年齢より若い? やや上? かなり上?

1190万回の健診データから判定!
あなたの健康年齢は...

年齢相応です。

悪い やや悪い 年齢相応 やや上 上 かなり上

「健康年齢」について詳細を見る

肥満(BMI) 血圧 血糖 脂質 肝機能 腎機能

健康年齢 25歳

健康年齢 25歳 健康年齢 25歳 健康年齢 25歳 健康年齢 25歳

(2) サイトのログイン方法

平成30年3月1日から、サイトのログイン方法が、ご本人がサイトにアクセスした上で設定したID及びパスワードでログインする方法に変わります。

これに伴い、未登録の方については、平成30年2月13日～28日の間はサイトの利用ができなくなりますのでご注意ください。(既にログインし、初期登録を済ませている方は、ご自身で設定したID及びパスワードにて期間中も利用が可能です。)

※ 埼玉県支部及び神奈川県支部の組合員におかれましては、従来どおり、支部から配付するID及びパスワードによりログインし、サイトの利用停止もありませんので、詳細は支部にお問い合わせください。

(3) 提供を希望しない方につきまして

個別性の高い情報提供事業については、個人ごとに情報提供を行う事業ですが、この情報提供を希望しない方につきましては、支部に申し出ることにより情報提供の利用を止めることができますので、詳細は支部にお問合せください。

2 特定健康診査及び特定保健指導を必ず受けましょう

平成28年度分の各道府県支部の特定健康診査・特定保健指導の実施状況は、次の表のとおりです。特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施については、各道府県支部から、お知らせしておりますので、生活習慣病の予防・改善のために、毎年必ず特定健康診査を受診しましょう。また、特定健康診査の結果により、特定保健指導の対象となった場合は、必ず受けるようにしましょう。

特定健康診査							特定保健指導								
支部名	対象者数	受診者数	受診率	支部名	対象者数	受診者数	受診率	支部名	対象者数	受診者数	実施率	支部名	対象者数	受診者数	実施率
北海道	16,931人	13,214人	78.0%	京都府	4,507人	3,476人	77.1%	北海道	2,447人	217人	8.9%	京都府	640人	235人	36.7%
青森県	4,706人	4,133人	87.8%	大阪府	9,877人	8,110人	82.1%	青森県	608人	231人	38.0%	大阪府	1,370人	89人	6.5%
岩手県	7,533人	5,957人	79.1%	兵庫県	10,651人	9,110人	85.5%	岩手県	1,015人	94人	9.3%	兵庫県	1,074人	344人	32.0%
宮城県	5,286人	4,330人	81.9%	奈良県	3,872人	3,274人	84.6%	宮城県	749人	268人	35.8%	奈良県	523人	128人	24.5%
秋田県	4,106人	3,607人	87.8%	和歌山県	3,762人	3,303人	87.8%	秋田県	631人	50人	7.9%	和歌山県	657人	201人	30.6%
山形県	5,459人	4,700人	86.1%	鳥取県	3,289人	2,816人	85.6%	山形県	666人	141人	21.2%	鳥取県	505人	95人	18.8%
福島県	5,587人	4,632人	82.9%	島根県	3,778人	3,182人	84.2%	福島県	803人	326人	40.6%	島根県	514人	115人	22.4%
茨城県	5,246人	4,438人	84.6%	岡山県	4,108人	3,689人	89.8%	茨城県	863人	170人	19.7%	岡山県	605人	331人	54.7%
栃木県	4,315人	3,822人	88.6%	広島県	5,401人	4,449人	82.4%	栃木県	671人	186人	27.7%	広島県	724人	312人	43.1%
群馬県	4,822人	4,058人	84.2%	山口県	4,474人	3,723人	83.2%	群馬県	612人	135人	22.1%	山口県	544人	238人	43.8%
埼玉県	8,103人	7,150人	88.2%	徳島県	3,666人	3,067人	83.7%	埼玉県	1,063人	352人	33.1%	徳島県	602人	157人	26.1%
千葉県	7,885人	6,176人	78.3%	香川県	3,284人	2,893人	88.1%	千葉県	1,163人	434人	37.3%	香川県	537人	134人	25.0%
神奈川県	9,580人	7,688人	80.3%	愛媛県	5,596人	4,405人	78.7%	神奈川県	1,143人	57人	5.0%	愛媛県	835人	89人	10.7%
山梨県	3,234人	2,617人	80.9%	高知県	4,030人	3,267人	81.1%	山梨県	380人	106人	27.9%	高知県	610人	117人	19.2%
新潟県	8,165人	7,074人	86.6%	福岡県	7,682人	6,510人	84.7%	新潟県	1,033人	211人	20.4%	福岡県	1,106人	25人	2.3%
富山県	3,491人	3,034人	86.9%	佐賀県	3,303人	2,595人	78.6%	富山県	543人	262人	48.3%	佐賀県	508人	12人	2.4%
石川県	3,420人	2,881人	84.2%	長崎県	5,707人	4,967人	87.0%	石川県	495人	115人	23.2%	長崎県	882人	187人	21.2%
福井県	2,856人	2,509人	87.9%	熊本県	4,394人	3,896人	88.7%	福井県	446人	75人	16.8%	熊本県	650人	414人	63.7%
長野県	6,055人	5,168人	85.4%	大分県	4,024人	3,529人	87.7%	長野県	808人	359人	44.4%	大分県	490人	238人	48.6%
岐阜県	5,168人	4,298人	83.2%	宮崎県	4,328人	3,664人	84.7%	岐阜県	549人	289人	52.6%	宮崎県	578人	240人	41.5%
静岡県	6,960人	5,804人	83.4%	鹿児島県	6,673人	5,647人	84.6%	静岡県	849人	105人	12.4%	鹿児島県	979人	311人	31.8%
愛知県	9,349人	7,709人	82.5%	沖縄県	5,210人	4,486人	86.1%	愛知県	1,130人	421人	37.3%	沖縄県	862人	202人	23.4%
三重県	5,391人	4,665人	86.5%	本部	169人	156人	92.3%	三重県	676人	223人	33.0%	本部	16人	14人	87.5%
滋賀県	3,721人	3,200人	86.0%	組合計	259,154人	217,078人	83.8%	滋賀県	455人	196人	43.1%	組合計	35,609人	9,251人	26.0%

※ 40歳以上の組合員及び被扶養者が対象です。

※ 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標値は、平成29年度は特定健康診査が90%、特定保健指導が40%となっており、率が低い場合は、当共済組合の後期高齢者支援金の負担額が加算される場合があります。

3 被扶養者の方の健康診断の結果の提出をお願いします

40歳以上の被扶養者の方につきましては、自治体やパートアルバイト先で実施された健康診断（特定健康診査）を受けられた場合は、結果を受取り次第、結果のコピーを支部に提出するようお願いします。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律第20条で、医療保険者である共済組合から、被扶養者の方の健診の受診の有無を国に報告することが義務付けられているためです。

4 自治体を実施するがん検診等の受診をしましょう

組合員及び被扶養者の方々がお住まいの自治体において、がん検診や歯科検診等を実施している場合がありますので、その場合は積極的に検診等の受診を行うようよろしくお願いします。

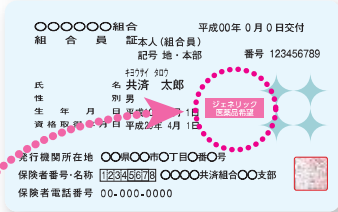
実施内容の詳細につきましては、お住まいの自治体にお問合せください。



貼って伝えよう！
ジェネリック医薬品希望シール

組合員証等やお薬手帳に「ジェネリック医薬品希望シール」を貼ることで、ジェネリック医薬品の処方希望しているという意思を医療機関や薬局に伝えることができます。お薬代の負担軽減につながるので、ぜひ利用をご検討ください。

●組合員証等



●お薬手帳



ジェネリック医薬品希望シールをはがして組合員証等やお薬手帳の目立つところにお貼りください。

▼このシールを文字や陰影などが無い余白部分に貼ってください。



ジェネリック医薬品

医療機関で処方される薬は、先発医薬品とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。

ジェネリック医薬品は新薬の製造・販売の特許終了後に、同じ有効成分で作られ、同等の効用であることを国が承認した医薬品です。

ジェネリック医薬品の利用をご検討ください。

- ◎ 先発医薬品をジェネリック医薬品に変更することで、先発医薬品と同等のお薬を使いながら、お薬にかかる自己負担額を減らすことができる場合があります。継続的に薬を処方されている方は、より大きな節約効果が期待できます。
- ◎ すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。治療内容によっては変更できない場合があります。
- ◎ ジェネリック医薬品は、内服薬だけではなく外用薬、点眼薬などもあります。
- ◎ ジェネリック医薬品への疑問については、厚生労働省のQ&Aでご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/0000078998_3.pdf

(「ジェネリック医薬品への疑問に答えます ～ジェネリック医薬品Q&A」 厚生労働省)

**ジェネリック医薬品を希望する場合は
医師や薬剤師に相談した上で服用しましょう**

◆◆ 地方職員共済組合